

事業主 殿

(一社)山口県労働基準協会下松支部

「製造業における職長等及び安全衛生責任者能力向上教育（再教育）」 開催のご案内

職長は現場の安全衛生の「要の役」であり、就任時の教育とともに、その後においても定期的に能力向上のための教育をすることが求められているところです。

製造業における職長等に対する能力向上のための教育「製造業における職長等再教育」については、令和2年3月31日付け基発0331第7号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」によりそのカリキュラムが示され、定期的（概ね5年以内ごと）又は事業場において機械設備等に大幅な変更があった時に実施することとされています。

つきましては、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 開催日時 令和7年10月10日(金)
- 開催場所 〒743-0022 光市虹ヶ浜3丁目9-16 ホテル松原屋
- 受講料及びテキスト代

受講区分		受講料	テキスト代
A	全科目受講（安全衛生責任者教育科目含む） 6.5時間	会 員(8,800円) 非会員(11,000円)	990円 (職長の能力向上テキスト)

※表示金額はすべて消費税込みの価格となっております。

- 対象者 職長等の職務に就任して概ね5年程度経過された方
なお、初めて職長に関する教育を受けられる方は、本教育ではなく「職長等教育（2日間コース）」を受講されますようお願いいたします。
- 受講定員 40名
- 受付期間 定員になり次第
- 申込方法 *【窓口】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて下松支部窓口までお申し込みください。
*【郵送でのお申込み】郵送料分の切手を貼った宛名明記の返信用封筒を同封の上下松支部まで郵送して下さい。
受付後、受講票・日程表・請求書を返送致します。お支払いは、請求書に振込先を記載しております。
(注) 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。
- 申込先 〒743-0023 光市光ヶ丘4番6号
(一社)山口県労働基準協会下松市支部 TEL:0833-44-9810 FAX:0833-44-9811

9. その他

- 1) 受講者には、修了証を交付いたします。
- 2) 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は原則として返金できません。

10. 教育日程・時間割表

受講 区分	時 間	教 育 科 目	研 修 内 容	時 間
A	8:30～ 8:40	開講・オリエンテーション		10分
	8:40～12:00 (昼休憩) 12:40～16:00	職長として行うべき労働災害防止 及び労働者に対する指導又は監督 の方法に関する知識	・ 職長の役割と職務 ・ 製造業における労働災害の動向 ・ 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・ 異常時等における措置 ・ 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど） ・ 関係法令に係る改正の動向	概ね 3.0時間
		グループ演習	【次の中から選択して実施する】 ・ 事業場における安全衛生活動（危険予知訓練など） ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・ 部下に対する指導力の向上（リーダーシップ、確認会話など）	概ね 3.0時間
	16:10～16:40	安全衛生責任者再教育		0.5時間
	16:40～16:50	修了証交付・閉講		10分